

## 7・11 檜の木まつり 連帯メッセージ！

2021年7月11日 市東さんの農地を守る会 事務局長 金 治明

本日、檜の木まつりに結集された反対同盟、支援のみなさん。本来ならば市東さんの農地を守る沖縄の会は反対同盟および闘う仲間と合流し、共に6月8日最高裁・長嶺安政の「上告棄却」を弾劾し、市東さんの農地死守に向けた連帯共闘の絆を強める団結と連帯のおまつりに参加するはずでした。

しかし、沖縄では5月23日からコロナ緊急事態宣言が発せられてから8月22日まで延長され、先日まで43日間コロナ感染者人口比ワーストワンでした。

しかし、菅政権は沖縄でコロナが感染拡大しているにもかかわらず埋め立て工事を強行しています。私達の心はいつも三里塚に馳せていますので宜しく！

オール沖縄会議はコロナ禍ではキャンプ・シュワブゲート前、安和、塩川棧橋ゲート前の土砂搬入阻止、抗議座り込みは、コロナ緊急事態解除までは中止しています。しかし、闘う陣形を縮小して融資の行動は連続的に行われています。

海上行動隊は3月から今日まで埋め立て工事を中止しない菅政権に対して緊急事態下でも抗議船、カヌーを出し監視、抗議行動は続行しています。私達は月、火、木、土曜日にコロナ感染に十分に気を付けて参加者を縮小して海に出ています。沖縄は梅雨が明けコロナ、熱中症に気を付けて闘っています。

菅政権はコロナ騒ぎを利用して火事場ドロボーの様に憲法改悪のための国民投票法や個人情報や国家管理するデジタル法などを十分な審理もせず自公、維新、国民民主、立憲民主党を巻き込み可決成立させました。

極めつけは「土地利用規制法」です。この悪法はご存じのように内閣総理大臣が米軍基地、自衛隊基地、原発などを安全保障上「重要施設」の周囲1キロと国境離島を「注視区域」に指定すれば、菅が「指定区域、特別指定区域」に指定し、同区域の「機能を阻害する行為、明らかに恐れがある」と判断すれば利用停止、勧告、命令し、更に命令に背けば懲役、罰金刑がかけられます。

菅政権の判断で周囲1キロ以内の「機能を阻害する恐れがある」と認定すれば嘉手納、普天間、読谷、宜野座、辺野古の沖縄住民は弾圧の対象になり、国家権力の意のままにされ、「基地建設反」の声さえも封殺されてしまいます。

萩原さんや市東さんの住居も成田空港1キロ以内の「特別注視区域」に指定され、「空港機能を阻害する恐れ」があれば土地を取り上げられる可能性もあります。名護市議会では「土地利用規制法」の即時廃止を求める意見書、決議を採択し反撃の烽火を上げました。

6・8上告棄却より農地死守の臨戦態勢に入り泊り込み闘争に突入している仲間から敬意を表します。離れていても三里塚、福島、沖縄の闘う意思は一つです。連帯共闘の気合を込めて沖縄から連帯の挨拶にさせていただきます！